

## ソーラーカーポート設置促進事業費補助金に係る Q & A

1. ソーラーカーポート設置促進事業費補助金の制度について .....1
  - 問 1 補助事業の目的を教えてください。 ..... 1
  - 問 2 公共的施設について教えてください。 ..... 1
  - 問 3 車椅子使用者用駐車区画について教えてください。 ..... 1
  - 問 4 本事業の対象となるソーラーカーポートの要件について教えてください。 ..... 1
  - 問 5 なぜ太陽光発電設備の発電出力が 10kW 未満のものを対象とするのですか。 ..... 1
  - 問 6 補助上限額の設定はありますか。 ..... 2
  - 問 7 国の補助金との併用は可能ですか。 ..... 2
  - 問 8 同一敷地内において、新たに建物の屋上に太陽光パネルを、駐車場にソーラーカーポートを設置する工事を行う場合について、建物の屋上分は他事業で、ソーラーカーポートの設置分は本事業で別に申請することはできますか。 ..... 2
  - 問 9 既にソーラーカーポートの設置がある施設(補助金の活用無)に、更に増設する形で本事業を活用することはできますか。 ..... 2
  - 問 10 本事業は、1施設あたり1回限りの活用となるでしょうか。例えば、立地的に独立した駐車場にそれぞれソーラーカーポートを設置したい場合、それぞれで補助金の申請をすることができるでしょうか。 ..... 3
  - 問 11 既存のカーポートに太陽光パネルを設置する場合は、本事業の対象となりますか。 ..... 3
  - 問 12 設計が既に完了している場合は、工事のみを事業の対象とすることはできますか。 ..... 3
  - 問 13 住宅兼事業所として使用する建物である場合は、本事業の対象となりますか。 3
  - 問 14 売電は認められますか。 ..... 3
  - 問 15 本補助金について圧縮記帳は適用可能ですか。 ..... 3
2. 補助対象経費について .....4
  - 問 16 補助対象となる経費について教えてください。 ..... 4
  - 問 17 補助対象外となる経費を教えてください。 ..... 4
  - 問 18 支払消費税等は補助対象経費に含まれますか。 ..... 4
  - 問 19 補助対象となる工事と、補助対象とならない工事を1つの契約にまとめることは可能でしょうか。また、まとめることが可能である場合、諸経費(共通経費)はどのように区分すればよいでしょうか。 ..... 4
3. 申請要件・申請書類等について .....5
  - 問 20 国・地方公共団体は、この事業に申請できないのでしょうか。 ..... 5
  - 問 21 直近の決算で債務超過がある場合は、この事業に申請できないのでしょうか。 5

問 22	連結決算を採用している場合、グループ全体の貸借対照表の添付も必要でしょうか。また、貸借対照表について原本証明が必要でしょうか。 .....	5
問 23	設備等の調達手段としてリースを選択した場合は、本事業の対象となりますか。 .....	5
問 24	リースにより事業を実施する場合において、リース使用者から領収するリース料の算定に当たって、元本相当額から補助金相当分を減額するのではなく、リース使用者に補助金相当分をキャッシュバックする等の方法で対応してよいでしょうか。 ...	5
問 25	施工事業者等の選定は、「原則として一般の競争」によることが求められています。が、随意契約は一切認められないのでしょうか。 .....	5
問 26	施工事業者等の選定は交付決定前に行ってもよいでしょうか。 .....	6
問 27	施工事業者等との契約（発注）は交付決定前に行ってもよいでしょうか。 .....	6
問 28	申請から交付決定まで、どれくらいの期間がかかりますか。 .....	6
問 29	2か年度に亘る計画として事業を実施することは可能ですか。 .....	6
4.	申請方法について .....	7
問 30	電子申請は可能でしょうか。 .....	7
問 31	申請書を書面で提出する場合、期限は必着と消印有効のいずれでしょうか。 ....	7
問 32	申請書の記載内容に不備があった場合には、連絡がありますか。 .....	7
問 33	全体の申請額が県の予算額を超過した場合の採択基準を教えてください。 .....	7
5.	交付決定後の手続きについて .....	8
問 34	補助対象経費が増額となった場合に、増額分に対応する補助金の交付を受けることは可能ですか。 .....	8
問 35	入札などの結果、補助対象経費が減額となった場合は報告が必要ですか。 .....	8
問 36	事業の「完了」とはどのような状態を指しますか。 .....	8
問 37	年度内の完了を予定して交付申請を行ったが、不測事態により年度内に事業完了できなくなった場合はどのような取扱いになるのでしょうか。 .....	8
6.	その他 .....	9
問 38	本事業で取得した財産を処分したい場合、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。 .....	9
問 39	本事業に係る書類は、事業完了後、何年間保存する必要がありますか。 .....	9
問 40	法人を解散する場合、事業者が保存すべき書類はどのように扱うべきでしょうか。 .....	9
問 41	リースにより事業を実施した場合において、リース使用者によるリース料支払いが滞る等の事情が生じ、リース契約を解除したい場合にも、財産処分の手続きが必要になりますか。 .....	9
問 42	補助金交付要綱第 16 条第 2 項の「県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策」への協力とは、具体的にどのようなものを想定していますか。 .....	9

## 1. ソーラーカーポート設置促進事業費補助金の制度について

### 問1 補助事業の目的を教えてください。

(答) 地域共生社会を実現するためには、誰もが自由に移動できるバリアフリーの街づくりを推進することが重要ですが、車椅子使用者や乳幼児同伴者等は、車からの乗降の際に傘を差すことが難しく、悪天候時の外出をためらってしまうことがあるため、公共的施設の屋外に設置された車椅子使用者用駐車区画へのカーポートの設置を推進することにしました。

併せて、地域の再エネ主力化・レジリエンス強化の促進の加速化を図るため、補助対象設備をソーラーカーポート（太陽光発電搭載型カーポート又は太陽光発電一体型カーポート）に限定することとしたものです。

### 問2 公共的施設について教えてください。

(答) 不特定かつ多数の方が利用する施設をいいます。

例えば商業施設、医療機関、福祉施設、運動施設、興行・遊興施設などが該当します。  
なお、個人の住宅、アパートやマンションなどは対象外としています。

### 問3 車椅子使用者用駐車区画について教えてください。

(答) 施設の出入口近くに設けられ、車椅子使用者等が自動車のドアを大きく開けて乗降できるように幅が広く(3.5m以上)確保されている駐車区画をいいます。

### 問4 本事業の対象となるソーラーカーポートの要件について教えてください。

(答) 県内の公共的施設に設置される太陽光発電搭載型カーポート又は太陽光発電一体型カーポートのうち、次の要件を満たすものが本事業の対象となります。

- ① 1以上の車椅子使用者用駐車区画を範囲に含むものであること。
- ② 太陽光発電設備の発電出力が10kW未満であること。

※発電出力は、太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方とします。

### 問5 なぜ太陽光発電設備の発電出力が10kW未満のものを対象とするのですか。

(答) 太陽光発電設備の発電出力が10kW以上である場合には、県として既に支援策を用意していることから、事業の重複を避けるため、本事業では10kW未満のものを対象としています。

【参考】神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金

補助対象経費	補助額等	問合せ先
①自家消費型再生可能エネルギー発電設備を設置する事業	①発電出力1kW当たり 6万円(※) (大企業は補助上限あり) (※)かながわ脱炭素チャレンジ 中小企業は8万円	自家消費型再生可能エネルギー導入費 補助金審査事務局 ☎050-2030-2713 【受付日時】 平日9時から17時まで (土日祝日・年末年始を除く。)
②①と併せて整備する蓄電システム等を設置する事業	②蓄電システム台数1台当たり15万円	※エヌエス環境株式会社に審査業務等の一部を委託

問6 補助上限額の設定はありますか。

(答) 補助上限額の設定はありませんが、予算の範囲内での交付となるため、予算額を超過した場合は補助額の調整を行う可能性があります。

問7 国の補助金との併用は可能ですか。

(答) 併用可能です。ただし、国から補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額を補助対象経費から控除します。

問8 同一敷地内において、新たに建物の屋上に太陽光パネルを、駐車場にソーラーカーポートを設置する工事を行う場合について、建物の屋上分は他事業で、ソーラーカーポートの設置分は本事業で別に申請することはできますか。

(答) 他事業分と本事業分でパネル、PCS、配線等が完全に分離されている場合には、建物の屋上分とソーラーカーポートの設置分は別の事業として、それぞれ申請することが可能です。共通部分がある場合には補助対象外とします。

問9 既にソーラーカーポートの設置がある施設(補助金の活用無)に、更に増設する形で本事業を活用することはできますか。

(答) 補助要件を満たしている場合には対象となりえます。ただし、既に実施された事業に補助金を交付することはできません。なお、CO<sub>2</sub>排出削減効果においては、本事業としての数値が必要となるため、既実施事業と適切に按分してください。

**問 10** 本事業は、1施設あたり1回限りの活用となるでしょうか。例えば、立地的に独立した駐車場にそれぞれソーラーカーポートを設置したい場合、それぞれで補助金の申請をすることができるでしょうか。

(答) 原則として、申請は1施設1回限りとしますが、立地的に独立した駐車場にソーラーカーポートを設置する場合には、予算の範囲内において、本事業の対象となりえます。なお、このことは、年度をまたぐ場合にも同様です。

**問 11** 既存のカーポートに太陽光パネルを設置する場合は、本事業の対象となりますか。

(答) 事業目的に照らし、既存のカーポートへの太陽光パネルの設置は、本事業の対象外とします。

**問 12** 設計が既に完了している場合は、工事のみを事業の対象とすることはできますか。

(答) 工事契約前であれば、当該工事については本事業の対象となりえます。

**問 13** 住宅兼事業所として使用する建物である場合は、本事業の対象となりますか。

(答) 設置した太陽光発電からの電気の一部又は全部が住宅部分では利用されず、事業所で利用されている場合(事務所部分の電気消費量が想定発電量を上回っている場合)には本事業の対象となります。

住宅部分と事業所部分の電気消費量を明確に区分して把握できない場合には、全体の電気消費量を適切な割合で按分してください。

**問 14** 売電は認められますか。

(答) 経済産業省が実施している「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を利用する場合、補助対象となりません。

**問 15** 本補助金について圧縮記帳は適用可能ですか。

(答) 所属税法第42条又は法人税法第42条では、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例(圧縮記帳等)が設けられていますが、本補助金は当該特例の適用を受ける国庫補助金等に該当するため、税理士等の専門家にも相談いただきつつ、適切な経理処理の上、活用ください。

## 2. 補助対象経費について

問 16 補助対象となる経費について教えてください。

(答)

太陽光発電一体型 カーポート	太陽光発電モジュール一体型カーポート、 基礎、接続箱、パワーコンディショナー、配線
太陽光発電搭載型 カーポート	太陽光発電モジュール、架台、 カーポート（太陽光発電モジュールの土台となるものに限る）、 基礎、接続箱、パワーコンディショナー、配線

※ 上記に係る設計費、設置工事費も補助対象となります。

問 17 補助対象外となる経費を教えてください。

(答) 補助対象外となる経費の例は次のとおりです。(詳細は個別にお問合せください。)

- ・実証的な製品
- ・気温計、日射計、気象信号変換器
- ・普及啓発用機器（モニター・ケーブル）
- ・行政機関等への申請・届出・登録等に係る費用
- ・設備の保守管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用
- ・施工事業者等への振込手数料
- ・既存設備の撤去費
- ・駐車場の整備費（路面の補装、線引き費用など）
- ・監視カメラ、照明設備とその設置費など

問 18 支払消費税等は補助対象経費に含まれますか。

(答) 補助対象になりません。

問 19 補助対象となる工事と、補助対象とならない工事を1つの契約にまとめることは可能でしょうか。また、まとめることが可能である場合、諸経費（共通経費）はどのように区分すればよいでしょうか。

(答) 1つの契約にまとめて差し支えありませんが、補助対象の工事と補助対象とならない工事の費用が発注書・契約書・請求書等の中で分かるように表示してください。

なお、諸経費（共通経費）については、諸経費を除く補助対象設備の設置費用と補助対象外経費の内訳で按分してください。

### 3. 申請要件・申請書類等について

問 20 国・地方公共団体は、この事業に申請できないのでしょうか。

(答) 国・地方公共団体は補助対象になりません。

問 21 直近の決算で債務超過がある場合は、この事業に申請できないのでしょうか。

(答) 補助事業の円滑な実施及び事業終了後の適切な管理・運用のため、申請要件として健全な財政能力を有していることを求めており、直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外となります。

問 22 連結決算を採用している場合、グループ全体の貸借対照表の添付も必要でしょうか。また、貸借対照表について原本証明が必要でしょうか。

(答) 連結決算を採用している場合は、単体の貸借対照表のほか、グループ全体のものも添付してください。なお、原本証明は不要です。

問 23 設備等の調達手段としてリースを選択した場合は、本事業の対象となりますか。

(答) リースにより事業を実施することも可能です。この場合は、リース事業者とリース使用者は共同で補助金の申請を行ってください。補助金はリース事業者を支払われますが、リース事業者は、リース使用者から領収するリース料の算定に当たって、元本相当額から補助金相当分を減額しなければなりません。

問 24 リースにより事業を実施する場合において、リース使用者から領収するリース料の算定に当たって、元本相当額から補助金相当分を減額するのではなく、リース使用者に補助金相当分をキャッシュバックする等の方法で対応してよいのでしょうか。

(答) リース使用者に補助金相当分をキャッシュバックする等の対応は認められません。

問 25 施工事業者等の選定は、「原則として一般の競争」によることが求められていますが、随意契約は一切認められないのでしょうか。

(答) 競争原理が働くように、一般競争入札を原則としますが、運営上、一般競争入札での選定が困難又は不適當な状況がある場合は、指名競争入札、3者以上の見積り合わせ又は一者随意契約とすることができます。

本事業を遂行する上で特に重要と認められる経費（太陽光発電設備の物品調達契約、工事請負契約等）について一者随意契約とする場合には、理由書を添付してください。

なお、補助事業者の自社調達又は関係会社からの調達がある場合、補助対象経費から利益等相当分を除外していただく必要がありますので、御留意ください。

問 26 施工事業者等の選定は交付決定前に行ってもよいでしょうか。

(答) 差し支えありません。

問 27 施工事業者等との契約（発注）は交付決定前に行ってもよいでしょうか。

(答) 原則として、交付決定前に行われた契約等に係る経費は補助対象となりません。  
ただし、次に掲げる全ての要件を満たすことについて、県が特に認めた場合には、交付決定前に行った契約等も補助対象に含むことができます。

**【要件】**

- ① 交付決定前に契約等の行為を行う客観的合理的な理由が存在すること。
- ② 交付決定前に行われる補助対象事業についても県の指導監督下にあること。  
(補助金の交付等に関する規則、神奈川県ソーラーカーポート設置促進事業費補助金交付要綱等などの要件に則り事業を行うこと。)
- ③ 「事前着手（執行）届」を提出すること。
- ④ 補助金の交付が受けられない場合があることに同意すること。

問 28 申請から交付決定まで、どれくらいの期間がかかりますか。

(答) 申請時期や受付状況によっても異なりますが、記載事項の不備等がなければ、申請期限の日から起算して1か月程度の期間が必要です。

問 29 2か年度に亘る計画として事業を実施することは可能ですか。

(答) 自治体の予算には、会計年度独立の原則（地方自治法第208条第2項）が適用されるため、原則として2か年度に亘る計画として事業を実施することはできません。（各年度3月31日までに事業が完了している必要があります。）

なお、地上設置型太陽光発電設備と異なり、ソーラーカーポートは「建築物」かつ「特殊建築物」に該当するため、建築基準法や消防法などの関係法規への適合及び建築確認手続等が必要となるため、工事前に一定の期間が必要となることに留意してください。



#### 4. 申請方法について

問 30 電子申請は可能でしょうか。

(答) 電子申請はできませんが、メールによる提出は可能です。

○電磁的方法で提出する場合

メールアドレス：[barrierfree@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:barrierfree@pref.kanagawa.lg.jp)

※件名は、【ソーラーカーポート】応募書類（〇〇 ←事業者名） とすること。

○書面で提出する場合

〒231-8588 （所在地の記載は不要です）

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 宛

※封筒には、【ソーラーカーポート設置促進事業費補助金 申請書在中】と朱書きで明記すること。

問 31 申請書を書面で提出する場合、期限は必着と消印有効のいずれでしょうか。

(答) 消印有効とします。

問 32 申請書の記載内容に不備があった場合には、連絡がありますか。

(答) 不足書類や記載内容に不備、確認が必要な事項等があった場合は、県から申請書記載の電話番号等に連絡します。ただし、一定期間を経ても補正や確認事項の解消が完了できないときは、申請を取り下げたものとみなす場合がありますので、予めご承知おきください。

問 33 全体の申請額が県の予算額を超過した場合の採択基準を教えてください。

(答) 全体の申請額が県の予算額を超過した場合は、事業受付期間内の申請案件について、次の点を総合的に勘案し、優先順位を付して予算の範囲内で決定する予定です。

1. 施設規模及び種別（障害者等の利用が多く見込まれる施設を優先する）
2. 事業実施エリアの状況
3. バリアフリーの街づくりに向けた施策への取組・協力状況

## 5. 交付決定後の手続きについて

**問 34 補助対象経費が増額となった場合に、増額分に対応する補助金の交付を受けることは可能ですか。**

(答) 県が増額の必要性を認める場合には、予算の範囲内で増額を検討することになります。変更が必要な状況が分かり次第、速やかに県に連絡してください。なお、交付決定後の完了実績報告時においては、(変更)交付決定通知で示された額が補助上限額となります。

**問 35 入札などの結果、補助対象経費が減額となった場合は報告が必要ですか。**

(答) 報告は不要ですが、県の限られた財源を有効に活用するため、事業進捗状況をお伺いした上、必要に応じて減額手続きをお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。

**問 36 事業の「完了」とはどのような状態を指しますか。**

(答) 工事が完了した時点又は事業の実施に係る支払いが完了した時点のいずれか遅い時点を言います。

**問 37 年度内の完了を予定して交付申請を行ったが、不測事態により年度内に事業完了できなくなった場合はどのような取扱いになるでしょうか。**

(答) まずは、年度中に完了するよう、余裕を持った計画を立てていただくことが肝要ですが、昨今の半導体不足などの状況を受けた納品遅れなどのため、やむを得ず事業遅延が見込まれる場合は、速やかに県に相談してください。

なお、地上設置型太陽光発電設備と異なり、ソーラーカーポートは「建築物」かつ「特殊建築物」に該当するため、建築基準法や消防法などの関係法規への適合及び建築確認手続等が必要となるため、工事前に一定の期間が必要となることに留意してください。

## 6. その他

**問 38 本事業で取得した財産を処分したい場合、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。**

(答) 補助金で取得したソーラーカーポートは、17年間の財産処分制限期間が設定されているため、財産処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について知事の承認が必要となります。なお、財産処分の要件として、期間等に応じた補助金額の返還を求める場合があるほか、財産の処分したことによって収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付いただく場合があります。

**問 39 本事業に係る書類は、事業完了後、何年間保存する必要がありますか。**

(答) 補助金交付要綱の規定に基づき、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を17年間(=財産処分制限期間)備える必要があります。

**問 40 法人を解散する場合、事業者が保存すべき書類はどのように扱うべきでしょうか。**

(答) 法人を解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に対し、収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。なお、その後、財産処分制限期間に満たずに処分しようとする場合は、権利義務を承継した者が知事に財産処分に係る承認を求め、また補助金の返還等を行うこととなります。

**問 41 リースにより事業を実施した場合において、リース使用者によるリース料支払いが滞る等の事情が生じ、リース契約を解除したい場合にも、財産処分の手続きが必要になりますか。**

(答) 理由の如何を問わず、財産処分制限期間内にリース契約を解除する場合には、財産処分の手続きが必要となります。

**問 42 補助金交付要綱第16条第2項の「県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策」への協力とは、具体的にどのようなものを想定していますか。**

(答) バリアフリー設備(車椅子利用者用駐車区画、バリアフリースイイレなど)の適正利用に関する普及啓発チラシの配架等を想定しています。  
(過度な負担を課すことがないように、県としても配慮いたします。)